

国連外交におけるユニラテラリズムの萌芽

——朝鮮問題の国連移管を事例に——

金光旭

(名城大学研究員)

はじめに

戦後の米ソによる軍事占領が、朝鮮を分断国家へ陥らせる要因であったことはいうまでもない。しかし、信託統治構想を確認したモスクワ三国外相会談の決議を巡る南朝鮮の諸勢力間の対応の不一致、その決議に基づいた米ソ共同委員会や左右合作の挫折は、米国主導で朝鮮問題を国連へ移管する口実を提供し、ついには国連の決議に後押しされた形での南朝鮮単独での選挙実施を許して、朝鮮分断という帰結を招くことになった。

朝鮮分断から朝鮮戦争へ至る歴史については、その原因を外部から捉えて、国際史的な観点から解釈している研究と、それを認めた上で、さらに民族間の矛盾を強調している研究とに分けられる。両者は伝統主義対修正主義として特徴づけられる⁽¹⁾。どちらも戦後朝鮮の行方を国際的な枠組みから解明しようとしているが、論者によって、米ソ対立や米ソの影響力についての解釈が、異なっている。特に、戦後の朝鮮や東アジアに及ぼしたアメリカの影響力をどのように把握するかには、隔たりが見られている。本稿では、そのような隔たりに注目しながら、その時期をユニラテラリズムという概念を借りて、解明していくつもりである。

今日におけるアメリカを中心とする国際問題を解く一つのキーワードが、ユニラテラリズムである。いわば単独行動主義として解釈され、他の政府や機関からの参加を最小化もしくは排除しながら、世界に対する米国の介入への道を開くという概念である⁽²⁾。冷戦期に入ってから、米国は自由陣営の拡大に全力を尽したが、その目標とされたのはアメリカ民主主義であった。但し、その頃、ウィルソン主義に代表される民主主義を掲げたア

メリカのユニラテラリズムは、東西対決のなかで、国際協調もしくは多国間主義に覆われたかたちで、その姿も隠されていた。しかし、冷戦期が終わると、唯一の超大国となったアメリカの外交パターンにユニラテラリズムが目立つようになった。米国に対する競争相手国がなくなった今日、まわりの国々の行動を意識せず、自ら善と決めた選択について確信し、その実現のためには手段を選ばないなど、意思決定の速度とその許容範囲を極大化してきたのである。特に、9.11テロ以後、そのような傾向が著しくなっている。アメリカ外交の一つのパターンであるユニラテラリズムに注目する理由は、国際協調や他国の利益より自国の制度と価値を優先するアメリカの選択が、今後も、朝鮮半島を含む東アジアの地域に大きな影響を及ぼす可能性が高いからである。

米政府は、南朝鮮単独の政府樹立に当たって、李承晩を中心とした朝鮮国内勢力をいわば追い風にして、世界からの批判と国連臨時朝鮮委員団の国々からの反対という向かい風を乗り越えようとした。朝鮮問題の国連移管から、南朝鮮単独での選挙実施までのプロセスは、さながら朝鮮が分断される過程の縮図のようであった。戦勝国としての米国は、その圧倒的な力を背景にして、朝鮮に関連する自らの政策に、国連で多数国からの同意が得られることを期待しながら、各国との交渉に臨んだ。その結果、国連における各国の立場も次第に米国側に寄り添ったものへと変化していったのである⁽³⁾。

朝鮮問題の国連移管に関連する資料および先行研究は、米国側の主導的な役割を指摘しているが、国連臨時朝鮮委員団のメンバーの態度、特に構成国のかたで米国側の立場に反対した国々の事情や国連における米国側の役割に同調した朝鮮国内勢力を

どのように認識しつつ対応してきたかについては、十分に分析されてきたとは言い難い⁽⁴⁾。本稿では、米国務省が主導した朝鮮問題の国連移管の過程、その後、構成された国連臨時委員団所属の国々の態度や同委員団の活動について究明し、さらに米国主導の働きに連携した朝鮮国内勢力の活動を分析していくこととする。それによって、戦後における国際秩序の変化のなかでの米国のユニラテラリズムの姿を朝鮮問題との関わりで明らかにし、また米国の朝鮮政策におけるユニラテラリズムの萌芽を提示し、それに今日的な意味を付与するところにある。

1. 朝鮮問題と国連総会決議

(1) 朝鮮問題の国連移管

朝鮮占領後、米軍政は占領目標を達成するためにその権威を強調し、如何なる政治勢力に対してもその代表権を認めなかった。米政府は、占領目標を達成するために米軍政の安定を優先し、それを通じて諸勢力の活動に対する統制と操作を行なながら、土着勢力と対立した。

米軍政初期における南朝鮮⁽⁵⁾の政治状況は、建国人民委員会・人民共和国⁽⁶⁾を支持する勢力が、臨時政府⁽⁷⁾を支持する勢力と対立する形となっていた。その後、李承晩の帰国とともに、臨時政府の支持勢力から李承晩の支持派が分岐すると、三つの勢力が自らを主軸として諸勢力を引き寄せようとする主導権競争が始まった。李承晩は、独立促成中央協議会を通して、臨時政府への支持を標榜しながら、多くの支持勢力を糾合することができた。結局、李承晩は、他の勢力が政府としての権威をめぐって米軍政と紛糾している間、競争勢力を勝ち抜いて、名望政治家としての立地を固めたのである⁽⁸⁾。

46年1月、モスクワ三国外相会談の決議による信託統治案をめぐって、左派勢力は賛成、右派勢力は反対にと、真向から激突した。その後、朝鮮精版社事件⁽⁹⁾などによって、共産勢力は米軍政から徹底的な弾圧を受け、その勢力基盤を徐々に失いつつあった。また、モスクワ外相会談の決議に基づいて、米ソ共同委員会は開かれたが、同委

員会との協議対象とされる朝鮮人の団体を巡って対立し、順調に進められなかつた。

46年5月6日、第一次米ソ共同委員会が休会に入ったことは、早期の独立政府に期待をかけていた朝鮮の人々に大きな失望を与えた。李承晩は、同年二月より自らを中心とする政治勢力を糾合するために地方遊説を始めていたが、それを通じて、国民の要求は「自律的な政府樹立」であることを確認したと紹介した⁽¹⁰⁾。自律的な政府とは、当時の世論が南朝鮮だけの単独政府の樹立を認めようとしたため、その代わりに提示された用語である。単独政府樹立についての李承晩の構想が鮮明に表明されたのは、46年6月3日、井邑での演説であった。6月4日、金九が率いる韓国独立党（以下、韓独党と略す）は、南朝鮮単独政府説についての反対の立場を明らかにした⁽¹¹⁾。また、7月4日には、金九自らが統一を念願する意志を発表し、李承晩の南朝鮮単独政府説を間接的に批判した⁽¹²⁾。井邑演説の以後、李承晩と金九との関係は、政府樹立をめぐって、制限的な提携関係に留まっていた。

一方、米国務省の占領地区担当次官補のヒルドリング（John H. Hilldring）は、46年6月6日にマッカーサーを通じて、ホッジへ朝鮮政策に関する文書を送った。同文書は、朝鮮に関連した米国的基本目標を確認し、米ソ共同委員会の決裂後、南朝鮮における米国の目標を達成するために独自に取るべき行動指針を提示した。既にこの時期、国務省を中心とした米国の政策決定者たちは、米ソ共同委員会が再開されても、米ソ間の合意形成は困難だと判断し、同委員会の再開に備えて、朝鮮政策を再点検し、ソ連に対するアメリカの立場を強化する措置を取り始めていた⁽¹³⁾。

その具体的な姿は、マーシャル（George C. Marshall）の国務長官への就任とほぼ同時に現れた。1947年1月21日、国務長官に任命されたマーシャルは、同月29日、極東局長のビンセント（John C. Vincent）へ「南朝鮮だけの単独政府を樹立し、南朝鮮の経済を日本のそれに結びつける政策草案を作成する」ように指示した⁽¹⁴⁾。

その後、朝鮮の戦略的、政治的重要性に対する評価は、47年2月25日に米国務・陸軍両省特別

委員会によって作成された朝鮮に関する報告書に見られる。そこでは、朝鮮は、米ソ対決における世界に対する米国の政治的威信の象徴である一方、戦略的には重要性の低い地域として評価されている。すなわち、朝鮮は戦略的には重要度の低い地域であるにもかかわらず、政治的には依然としてその重要性が強調されていたのである。このように政治的な側面が強調されたのは、ソ連と直接に対決している地域であり、朝鮮半島における勢力の増減が世界にも多大な影響を及ぼしている、という判断に基づいていた⁽¹⁵⁾。

同委員会が、ソ連との協調が順調に進まないことを予想して描き始めたのが、南朝鮮単独の政府樹立案である。同委員会では、朝鮮国内の動きにも注目し、そのような政府樹立への動きが、李承晩によって促されていることについて指摘した。但し、米国務省は、朝鮮のような旧植民地地域における新政府の樹立については、戦前から用意していた窓口である国連を通して、その手続きを進めようとした。

米国務省内で、朝鮮問題と関わって国連がどのように総選挙に介入し、単独政府を樹立するかについて具体的な検討が始められたのは、47年4月初頭であった。ラスク (Dean D. Rusk) は、単独政府の樹立に関する企画案（南朝鮮臨時政府案）を作成したが、その前、彼は三省調整委員会で朝鮮分割案の作成に加わったこともある⁽¹⁶⁾。ラスクは、国務長官に就任したマーシャルに引きつれられ、国務省の役人となった人物である。マーシャルは、ラスクに国務省内での国連デスクとして知られている特別政治局 (Special Political Affairs) を率いるように要請した。特別政治局は、国連誕生の際に、大きな役割を果たした部局として知られている。同局は国連の多くの機構の構成を企画し、それらに機能を付与した。国連が、第1次世界大戦後にウィルソンが描いた国際秩序構想を復活させた組織だとすれば、ラスクは、そのような理念に賛同しながらも、その理念の実現性を疑っていた⁽¹⁷⁾。ラスクは、その職務において、国連機能を強化することによって、ウィルソン主義を具現しようとした。ラスクにとって、国連憲章がその目標であれば、地域安全保障はその

目標への手段であった。地域問題の解決において、ラスクは、アメリカ単独ではなく国連に依存することによって、ソ連との直接対決からくる負担を減らし、地域安全を確保しながら、米国の利益を追求しようとする公式を作り出した⁽¹⁸⁾。

ラスクが同企画案を国務長官へ転送したのは、47年5月初であった。第2次米ソ共同委員会が再開されたのが、その後の5月21日である。再開された米ソ共同委員会において米ソ両国が対立した問題は、やはり、米ソ共同委員会との協議に参加する政党および団体の資格についてであった⁽¹⁹⁾。同企画案で米国務省の政策企画者たちは、全朝鮮臨時政府を樹立するためのソ連との交渉は失敗すると断言した。そのような成り行きを予想して、企画者たちは、米国が南朝鮮の単独政府を樹立するための主導的な役割を果たすべきだと主張した⁽²⁰⁾。

南朝鮮臨時政府案は、もし国連が南朝鮮単独の臨時政府を樹立する段取りを始めるのなら、朝鮮を国際的な保護下におくことを終わらせ、また外国から操縦されやすい政権の出現をも防ぐことができると指摘した。このような認識は、米軍撤退後における朝鮮情勢に危惧を表した上院軍事委員会でのホッジの証言（2月25日）と一脈相通ずるものである。また、南朝鮮臨時政府案では、国連で一連の過程を通じて選挙委員団を構成するが、そのメンバーは少数国とし、中立国とすることが提案された。米国務省は、公平性を維持するためにその委員団のメンバー構成を公式には提案しないことにした。しかし、米の国連代表は、委員団構成の公平性を確保するために、選出過程で公式に影響を行使することが必要だと考えた。さらに、米国務省は、必要に応じて、その委員団構成のための全費用をまかなうことも考えた。同案の企画者たちは、そのような手続きによって、国連を利用して世界世論に訴え、米国の単独で南朝鮮単独の政府樹立を画策しているというイメージを払拭できると考えた⁽²¹⁾。

米国務省の政策決定者たちが予想した通り、再開された米ソ共同委員会も協議対象となる団体についての定義をめぐって、膠着を続けた。7月21日、信託統治案に反対した右派を協議対象か

ら排除するというソ連側の発表があったが、それをジェイコブス (Joseph E. Jacobs) は同委員会が事実上の決裂状態に入ったと把握し、朝鮮に関する政策転換を本省へ要求した⁽²²⁾。

47年7月下旬、国務省北東アジア課のアリソン (John M. Allison)、陸軍省のデュパイ (T.N. Dupuy) 中佐、海軍省のフンメル (H.R. Hummer) 大尉らで構成される朝鮮特別委員会は、二つの方向から朝鮮問題についての具体的な対応策の検討に乗り出した。一つは、米ソ共同委員会の問題を締めくくり、朝鮮問題を国連へ移管するために必要な手続を確保しておくことであった。もう一つは、米ソ共同委員会が決裂した後に、米国側の構想を貫徹させるための行動計画を準備しておくことであった。これに関連して、特別委員会は南朝鮮単独の選挙と南朝鮮の過渡政府に対する姿勢を決めなければならなかつた⁽²³⁾。南朝鮮単独の選挙に対する姿勢とは、李承晩と彼の支持グループが米ソ共同委員会の決裂を想定して、南朝鮮単独の政府の樹立を急いできたことについての対応である。彼らは、単独政府の樹立のためのキャンペーンを行い、その過程のなかで米軍政を非難したが、それについても適切な対策が必要だつた⁽²⁴⁾。また、南朝鮮の過渡政府に対する姿勢とは、米側が、米軍政下の南朝鮮過渡政府これから樹立される新政府との間の差異をどこに置くかについての立場のことである。

国連移管に関する手続きは、朝鮮政策に関する基礎的な政策文書 (SWNCC176/30)⁽²⁵⁾にそのまま反映された。同委員会は、47年8月4日に朝鮮問題の解決を促すための今後の措置に関する最終報告 (SWNCC 176/30) をまとめて、三省調整委員会に提出した⁽²⁶⁾。

同報告の結論で注目すべきことは、朝鮮半島からの米軍の早期撤退はソ連の朝鮮半島支配を招かざるを得ないことから、国務省は、当時、軍部から提起された早期撤退論を一旦、拒否したことである。同時に、米国務省は、米国のコミットメントを削減する方案を模索することを促すことによって、軍部との立場の差を縮めようとした。国務省と陸軍省の政策決定者たちは、一方では朝鮮におけるソ連の影響力を牽制しつつ、他方では

出来るだけ早く朝鮮から撤退しなければならないという、ジレンマを抱えていた。そこで朝鮮問題を国連に移管することによって、国務省は経費を払わず、国際協調の美德を確立することができると思っていた。同時に、米政府がソ連との協商も行わずに、国際協調と合理性というイメージを獲得できると信じたのである⁽²⁷⁾。

この特別委員会の勧告に基づいて、8月11日にマーシャル国務長官はモロトフ (Vyacheslav M. Molotov) 外相に書簡を送り、共同委員会の両国代表に対して、8月21日までに同委員会の進捗状況を報告させ、それによって両国政府が朝鮮の独立と統一について取り得る措置を検討することを提案した⁽²⁸⁾。ソ連側の回答は、米ソ共同委員会が進展しない原因は、モロトフ＝マーシャルの間で合意された協議対象に関する条件を米側が守らないことにあると指摘し、これに対し適切な措置を取ることを求めるものであった⁽²⁹⁾。

ソ連政府は、マーシャルの提案について対案を提示した。ここでも焦点は、協議対象となる団体をめぐっての解釈であった⁽³⁰⁾。米国務省は、8月11日、マーシャル提案を最終提案だと考えて、次の段階へと移った。米国務省は、米ソ共同委員会の米国側の代表に、以前からすでに作成に着手していた報告書を米ソ両代表が合意のもとで改めて作成するよう指示する一方、8月26日付けでソ連、イギリス及び中国の各政府に対し「朝鮮に関する米政府の提案」と題した文書を提示し、四カ国会議を9月8日にワシントンで開催し、同提案について協議するよう要請した⁽³¹⁾。そして国務省は、もしソ連政府がこの四カ国会議の開催を拒否した場合、朝鮮問題を次期国連総会に上程する意向を示した。それだけではなく、国務省はこの国連による朝鮮問題の解決が失敗した場合を考え、南朝鮮のみに独立を承認するための措置をすでに検討したのである⁽³²⁾。

9月5日、ソ連政府は四カ国会議を拒否する書簡をマーシャルに提出した。拒否の理由は、米ソ共同委員会に合意を達成する可能性が残っていること、また米政府の提案が、朝鮮の分断状況を深化させるという点にあった。ソ連が四カ国会議を拒否したことから、米政府はすばやく国連による

朝鮮問題の解決を推進した。

9月17日にマーシャル国務長官は、「南朝鮮の独立問題を国連総会のすべての加盟国の公正な判断に委ねることにする」⁽³³⁾と述べた。同日、米の国連代表のオースティン (Warren R. Austin) は、国連事務総長に朝鮮の独立問題を総会の議題に加えるように要請した⁽³⁴⁾。これに対してヴィシンスキイ (Andrey Y. Vishinsky) ソ連代表は、米政府の提案はモスクワ協定に違反する行為だと指摘し、朝鮮問題を国連に上程したこと自体が不法であると主張した。彼は、国連憲章の第10条および第11条を援用して、国連での朝鮮問題の審議は国連の権限にも属さないという法理論を展開した⁽³⁵⁾。

9月21日、国連の運営委員会は賛成12、反対2で、朝鮮問題を国連総会の議題として採択することを決議した。そして9月23日、国連総会は賛成41、反対6、棄権7で、その決議を確認し、朝鮮問題を国連で審議することを可決し、第1委員会（政治委員会）へ回付した。こうして、朝鮮問題の解決ルートは米ソ共同委員会から国連に移されたのである。

（2）朝鮮問題に関する国連総会決議

国連政治委員会は、10月28日より朝鮮問題を討議したが、ここでも米ソは決議案をめぐっての対立を繰り広げた。米政府は、まず中央政府を樹立した後に、朝鮮に駐屯している外国軍隊を撤退させることを主張したが、ソ連は、外国軍を撤退させてから政府を樹立することを主張した。また、ソ連は、朝鮮問題の国連での討議のために、朝鮮人代表の参加を主張したが、米国は朝鮮人代表を選出するための国連朝鮮臨時委員団の設置を打ち出した⁽³⁶⁾。

47年10月30日、国連第八九回政治委員会で米国代表団は、「南北総選挙のための国連朝鮮臨時委員団の設置」を提案し、これは票決の結果(41対0)採択されたが、ソ連側の「両軍の同時撤退案」は否決された(35対6)。この米政府の提案は何ヵ所か修正され、国連臨時委員団の設置と総選挙とに関する事項を盛り込んで総会に提案された。これは、同年11月14日総会で採択(43

対9、棄権6)された。そこで選挙への道が開かれたのである⁽³⁷⁾。

1947年11月14日、国連総会で認められた決議案(112-IIB号)の内容は、二部に分かれている。第1部は、朝鮮の独立問題は朝鮮人自身の問題であることから、彼らの代表をこの問題を検討する場に参加させること、及びこれらの朝鮮人代表の参加を促す一方、彼らが朝鮮占領軍によって任命されたのではなく、朝鮮人自身によって選ばれるよう監視するために、朝鮮全土における移動、監視、協議を行う権限を持つ国連臨時朝鮮委員団を設置することを決議した。

また、第2部では、朝鮮人の独立に対する要求が正当かつ緊急であることを認め、独立が再び樹立されすべての占領軍が出来るだけ早く撤退すべきことを信じる、という前提のもとで、以下のような具体的な決定及び勧告がなされた。

①国連臨時朝鮮委員団は、オーストラリア、カナダ、中国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナ・ソビエト社会主义共和国などの代表で構成される。

②1948年3月31日までに代表を選ぶための選挙を実施する。これらの代表は、朝鮮人の自由と独立を早期に達成することについて国連臨時朝鮮委員団と協議し、また国会を構成して朝鮮政府を樹立する。代表の数はそれぞれの地域の人口比とし、選挙は国連臨時朝鮮委員団の監視のもとで行われる。

③国会は選挙後出来るだけ速やかに召集して政府を組織する。

④朝鮮政府は国連臨時朝鮮委員団との協議のもとで、(a)国家の治安警察を構成する、(b)政府の機能を南北朝鮮の軍司令部や文民機関から引き継ぐ、(c)出来るだけ早く、90日以内に軍隊が完全撤退するよう占領国との間で準備する。

⑤国連臨時朝鮮委員団は朝鮮について監視・協議すべきことを考慮し、朝鮮独立の達成及び占領軍の撤退のための計画を促進させ、その結果を国連総会に報告するとともに、事態の進展に照らしてこの決議案が適用されることに関して国連総会暫定委員会と協議する⁽³⁸⁾。

国連総会決議に含まれる行動準則を国際規範と

捉え、その拘束力を政治的正統性の概念から追求する論議には、その法的拘束力をめぐって、今まで様々な見解が出されてきた⁽³⁹⁾。

いずれにせよ、以上のような総会決議についての諸解釈は、総会決議の朝鮮適用の際に、国連臨時朝鮮委員団の構成国との間で駆け引きの要因となつた。

11月16日、17日、北朝鮮は北朝鮮労働党第10回会議を開催し、国連決議に対する対策を論議した。その結果、北朝鮮労働党は、全朝鮮を対象にした朝鮮臨時憲法の制定、総選挙を通しての統一政府の樹立などを決定した。北朝鮮は、国連決議に沿った南朝鮮単独で政府を樹立しようとするプロセスに反対する傍ら、自らも政府を樹立する手続きを取った⁽⁴⁰⁾。

一方、南朝鮮の政治家たちは、朝鮮問題を国連を中心として解決しようとする動きにどのように対応したのであろうか。47年12月1日、金九は、李承晩との会談内容に基づいて、談話を発表し、国連を通しての政府樹立プロセスへの期待を表明した。金九は、そのようなプロセスによって、信託統治案を退けることができると評価した。また、彼は、ソ連側が国連決議の受け入れを拒否しても、南朝鮮だけの選挙によって構成される政府は全朝鮮を代表する政府になると述べて、事態をやや楽観視していた。一週間前、金九は、南朝鮮だけの選挙は国土を二つに分断する悲劇を招くものだとして警告したばかりであった⁽⁴¹⁾。金九は、南朝鮮単独の選挙がもたらす危険性を十分認識していたが、李承晩との対立を国民に見せたくなかったからである。12月22日、金九は聖誕祭の談話を通じて、国連臨時朝鮮委員団の任務が南北総選挙の監視であることを強調し、単独選挙へのムードを戒めた⁽⁴²⁾。

2. アメリカの引き締め

(1) 米国務省の介入

国連総会の決議が出されるとマーシャル米国務長官は、米軍政に対して国連臨時朝鮮委員団の活動のための準備を指示した。マーシャルは、ジェイコブスに同委員団事務局の代表として胡世澤を

推薦した。マーシャルが胡を推薦したのは、早期のうちに南朝鮮単独の選挙を予想してはいたが、その際、米国政府の立場に歩調を合わせてくれるような協調的な外交官が必要であったからである。胡は、まさにこの条件に見合うような人物であった⁽⁴³⁾。

イギリス外務省とオーストラリア代表は、李承晩と胡世澤との関係を疑いの目で見つめていた。イギリス情報筋は、胡が国連臨時朝鮮委員団で働くようになった経緯は、李承晩、顧維鈞および胡世澤の間の複雑な策略の結果だと指摘した。李と顧は、1906年米国内のキリスト教学生会を通じて互いに知り合った。国連臨時朝鮮委員団のオーストラリア代表は、米軍司令部が胡世澤の朝鮮の政治家との親和的な関係を利用しようとしたと述べた。また、オーストラリア代表は、胡が李承晩・金九・金奎植とともに単独選挙の実施のための私案を持っていましたと主張した⁽⁴⁴⁾。その他、劉駄萬は、ソウル総領事として勤めていたが、同委員団の中国代表に選任された。米軍政の報告書は、米国の大学と大学院で修学した劉を、「有能な政治家で、伝統的な米国通」だと特徴づけ、親米外交官として見なした。

国府側の外交の基調は、以下のような事例から確認されるように反共主義である。前述した47年10月、国連で朝鮮に駐屯している外国軍の撤退を巡っての論議で、ソ連は外国軍を撤退させてから政府を樹立することを提案した。国府側は、米軍が南朝鮮から撤退するとき、中国東北地域に武装した朝鮮軍が中国解放軍に含まれているので、朝鮮半島は共産化されてしまうと憂慮し、ソ連案に反対した⁽⁴⁵⁾。

12月2日、ロヴェット (Robert A. Lovett) 国務長官代理⁽⁴⁶⁾は、国連臨時朝鮮委員団の参加予想人員や出発状況などを米軍政に知らせた。ロヴェットは、同委員団の規模がおよそ50人以下になると推定し、派遣が決められた事務局の要員を紹介し、彼らのための住宅、交通、その他の便宜施設の点検を行った。決められた同事務局の要員は、代表の胡世澤、事務長のシュミット、行政官のハウズナーらである⁽⁴⁷⁾。ロヴェットはラングドン⁽⁴⁸⁾へ、選挙のために行政的な手続と法律

案の準備に万全を期するように督励した⁽⁴⁹⁾。

一方、李承晩は、11月26日に南朝鮮単独の選挙実施を国民向けに呼びかけた。李が呼びかけた選挙とは、米軍政が支持した国連監視下の選挙ではなく、以前から要求してきた南朝鮮単独の選挙を意味した。李承晩は、米ソ共同委員会に続いて、国連監視下の選挙でも失敗した場合には、政府樹立と独立が遅延されるだろうと警告した。また、米軍政が南朝鮮の単独選挙を遅らせるのは、南朝鮮における米国の傀儡政府を通して、自らの権威を強固化させるためだと非難した。李承晩の主張には、第一に、南朝鮮単独の政府樹立に反対する勢力、特に左派を牽制し、第二に、単独選挙と単独政府樹立が段々具体化されるなかで、自らが政局を主導する狙いがあった⁽⁵⁰⁾。

ロヴェットはラングドンに、各国からの非難を意識して、朝鮮民衆が国連臨時朝鮮委員団の活動と、李承晩の目標との二者の見分けができるよう報道を出すことを指示した⁽⁵¹⁾。米軍政は政局の主導権を李に握られたくなかったからである⁽⁵²⁾。米軍政は、国連を通じての政府樹立という手続きを踏むことによって、国際社会からの合法性と正当性を獲得しようとしていた。しかし、李承晩は、それに留まらず、朝鮮問題を国連へ移管する一連の過程を通して、自らのリーダーシップをも求めていたのである⁽⁵³⁾。

一方、ニューヨークでジェイコブスは、国連臨時朝鮮委員団の事務局員のうち任命が確定した人々との協議を通して、李承晩の動きに関連する選挙対策に苦心した。ジェイコブスがニューヨークで協議した人物とは、事務局の胡世澤、シュミット、ハウズナー、ルカス⁽⁵⁴⁾に米国務省の国連担当者であるマックリントック⁽⁵⁵⁾であった。ジェイコブスは、彼らに米軍政が直面している難局を説明し、国連臨時朝鮮委員団が米軍政の選挙準備を急ぐことについての協調と理解を求めた。ジェイコブスは、選挙準備を急ぐ理由について、李承晩らの要求に対処するだけでなく、選挙を実施（当時、予定していた選挙日は、48年3月31日）するまでの期間の短さを訴えた。これについて胡は、選挙の実施は総会決議の規程⁽⁵⁶⁾によって一ヵ月もしくはそれ以上の延期が可能であると答え、

選挙準備を急ぐ必要性を退けた。同協議で、胡は、国連臨時朝鮮委員団が米国の意思を代弁する道具に過ぎないというソ連からの非難を心配する心境をうちあけた。ソ連からの非難を払拭するためにも、米国が準備期間の短さを理由に選挙日程の調整に介入したという印象を与えるより、国連臨時朝鮮委員団の到着を待って、彼らと歩調を合わせる必要があるというのが、胡の考えであった⁽⁵⁷⁾。

オランダ出身の事務長であるシュミットは法律的な解釈に基づいて、胡よりも厳しく米軍政の選挙準備に協力できない理由を述べ、反論した。その上、シュミットは、ソ連が協力しないことによって全国選挙が不可能になった場合、国連臨時朝鮮委員団はその活動を続けることなどという示唆をジェイコブスに漏らした。胡は、シュミットほど法律的な解釈に拘っていなかった。そのことは、ジェイコブスを安心させた。ジェイコブスは、米軍政が選挙準備を進めても同委員団からクレームはつけられないという判断に基づいて、同委員団が到着してから公式的な選挙準備を始めるにしながらも、非公式の準備は水面下で持続的に続けるようにと米国務省と米軍政とヘアドバイスした⁽⁵⁸⁾。ジェイコブスは、選挙準備と関連して、米軍政が確実にイニシアチブを取るように李承晩の動向を警戒しながらも、朝鮮の民意を確かめようとした。

一方、国連臨時朝鮮委員団の事務局は、米軍政からの支援が国際社会と朝鮮の世論には、同委員団の中立性を損なうこととして受け止められる、と考えた。そのため、米軍政からの各種の支援の痕跡を消そうとした。例えば、米軍政から用意された車両に米軍政の標示の代わりに、国連の文字を入れた。また、国連臨時朝鮮委員団が国連の一機関であることを強調するため、各国代表の国旗の掲揚や国歌の演奏を慎み、国連の旗を掲げることを、準備する側に要請した⁽⁵⁹⁾。

（2）英連邦ミドルパワーの動搖

早くも47年12月末に国連臨時朝鮮委員団からの辞退を申し出ることで、トルーマン大統領と米国務省を困惑させた国は、カナダである。トルーマンは、カナダ首相のマッケンジー・キング

(William Lyon MacKenzie King) が、国連臨時朝鮮委員団からの辞退を考慮している、という知らせを聞いて驚いた。直ちに、トルーマンは、ロヴェット国務長官代理へその事情を調べるよう訓令を出す一方、キング首相に再考を要請した⁽⁶⁰⁾。駐カナダ米国大使のアセルトン (Ray Atherton) は、キング首相の公邸への訪問を通して、カナダ首相の辞退意向を次のように確認した。

イギリス帰りのキング首相は、戦後世界の復興をヨーロッパ中心に見つめていた。彼は、ヨーロッパ復興におけるカナダの役割を重視したため、他の地域に対する関心と介入を国力の浪費だと考えていた。さらにキング首相は、イギリス訪問を通して米ソ間の冷戦構図の拡大を痛感し、国連が東西の根本的な紛争を処理できるほどの能力を備えていないと判断した。

特に、キング首相は、米ソの対立局面のなかで、カナダの国連臨時朝鮮委員団への参加は、大きな負担となりかねないと考えた。そこでキングは、ローラン (Louis St. Laurent) 外務長官に同委員団から辞退するように迫った。また、キングは、朝鮮問題は米ソの間で解決すべきだとアセルトン大使に述べた⁽⁶¹⁾。

英連邦のなかで、戦後、対英政策と対米政策との狭間で自国固有の外交路線を模索しようとした国は、ミドル・パワーとしてのカナダ、オーストラリアとインドであった。47年10月末、オーストラリア外相のエバット (Herbert Vere Evatt) は、国連総会の政治委員会で朝鮮問題に関連した演説を通して、国連総会についての構想を次のように述べた。

第一、国連総会は効果的に実行できない取り決めを引き受けはならない。

第二、国連総会は地域安保体制を構成するような問題に関与してはならない⁽⁶²⁾。

戦後、オーストラリアは地域安保体制を通して、自国の安全保障を図ろうとした。後者はそのような意図と関連がある⁽⁶³⁾。前者には、国連で処理する問題を制限することによって、大国によって国連組織が操られることを防ぎ、国連の権威を高めようとする、オーストラリアの外交路線の意図

が込められていた。

話をカナダに戻すと、ロヴェット国務長官代理は、キング首相に同委員団からのカナダの辞退が国際社会に及ぼす影響などを説明したうえ、国連におけるカナダの位相と威信を強調し、再考を要請した。具体的には、太平洋におけるカナダの位置、極東委員会における役割や安保理非常任理事国としての参加などを褒め称え、カナダの辞退意思を必死に撤回させようとした。ロヴェットはキング首相へ、国連臨時朝鮮委員団からのカナダの撤退は、国連に深刻な影響を与えることを考慮した上で判断すべきことだと重ねて再考を申し入れた⁽⁶⁴⁾。

キング首相は、ローランと協議した結果、外務次官のピアソン (Lester B. Pearson) をワシントンへ派遣し、トルーマン大統領や米国務省側との非公式の対話を持たせることにした⁽⁶⁵⁾。ピアソンは、駐米カナダ大使のローングと共に、米国務省の要人ら⁽⁶⁶⁾と協議をした。その場で、ピアソンは、カナダが国連臨時朝鮮委員団から辞退しようとした背景を説明した。彼は、ソビエト・ロシアに対抗する西欧民主主義の保護装置としての国連を活用するために、小国を前面に立たせることは言い訳にならないというのがキング首相の考え方だと述べた⁽⁶⁷⁾。

戦後、カナダも英米の狭間で自国の外交政策を探るために腐心した。カナダが最も注意したのは、米ソ間の対立構図に巻き込まれないことであった。そのような脈絡で、カナダは米国との非対称的な軍事同盟を結ぶことよりも、集団安保体制による安全保障への道を選ぶことにした⁽⁶⁸⁾。

カナダの非協調的な立場に対して、ジェイコブスは、全朝鮮人口の三分の二が南朝鮮に属しており、その地域に国連臨時朝鮮委員団の後援下で選出された代表による政府が樹立されるならば、それは真正の朝鮮政府を樹立するための画期的な足跡を残すことになるだろうと述べながら、説得に当たった。

この協議の結果、国連臨時朝鮮委員団の緊急性や国連でのカナダの位相などを考慮し、トルーマン大統領がキング首相へ同委員団からの辞退の再考を要請する親書を送るということに、両国は合

意を見出した⁽⁶⁹⁾。トルーマン大統領は、ロヴェットとピアソンからの要請を受ける形で、キング首相へ親書を送った。トルーマン書簡は、首相が早めにカナダ代表を指名してほしいという希望によって、締めくくられていた⁽⁷⁰⁾。1月9日、キング首相は、トルーマンに回答し、カナダ代表は、国連臨時朝鮮委員団が南朝鮮のみではなく、全朝鮮を対象にするという条件のもとで行動するという方針を知らせた。この方針には、さらに、カナダ代表が朝鮮に到着してから、ソ連が同委員団の活動に同意するなら、カナダ代表も同委員団のメンバーとしての役割を遂行する、という条件がついていた。しかし、ソ連が同委員団の活動を拒むなら、カナダ代表は国連小総会を要求するとも述べられていた⁽⁷¹⁾。キング首相からの回答を受け取ったトルーマンは、ひとまず安心した。トルーマンは、カナダ側の憂慮を意識して、国連臨時朝鮮委員団の独立性を強調し、同委員団の活動に障害が発生したときに、国連総会の決議案に沿って、同委員団自らの意思で取るべき措置が残されていることを確認した。但し、トルーマンは米国の立場を説明し、最悪の場合、南朝鮮のみの選挙になることもやむを得ないが、それは全人口の三分の二以上を有する地域の政府であろうし、南朝鮮の人々もその政府の樹立を切望していると述べた⁽⁷²⁾。

47年11月、国連におけるインド政府の立場は、選挙の実施の際には、それに先行する占領軍の撤退が条件となる、というものであった。国連総会で、インド政府の代表は、南朝鮮のみの選挙に反対し、全国選挙でなければならないと主張した⁽⁷³⁾。しかし、イギリスの説得によって自国政府の態度は変わり、インド代表も単独選挙を支持する側に加わった。インド政府の態度の変化は、英米間に特別な関係が働いた根拠となる。というのも、少なくとも英米間の協議と理解がある限り、英米間の対立は避けられるからである⁽⁷⁴⁾。47年8月、英連邦に加入して合意による独立を果たしたインドとしても、安定した基盤のうえに、一国の独立と威信を守ることはなによりも重要な目標であった⁽⁷⁵⁾。

中国代表の劉は、もし国連監視下の南朝鮮のみ

の選挙となった場合、人口比例に準じて、将来、北朝鮮にも一定の議席を与えるという内容を含めた提案を国連小総会への勧告案に入れるべきだと述べながら、各国の委員を説得した。

フランス代表のマネ (Olivier Manet) は、国連小総会が米ソ当局に対して、38度線を廃止するようすに要請し、南北朝鮮人が自由に往来できるようにするという内容を含む提案を発表した。ジェイコブスは、マネの考えを冷ややかな目で見つめた。彼は、マネの提案は、ソ連に拒否されるだろうし、ソ連に国連臨時朝鮮委員団と協調する意思のないことを発表する機会を提供するのみであると批判した⁽⁷⁶⁾。

オーストラリア代表のジャクソン (Samuel H. Jackson) は、確固たる反対意思をもって、他の委員たちを振り動かした。彼は、南朝鮮のみの地域で実施され、構成された政府は、全朝鮮を代表する政府になることができないと考えた。もし、国連小総会が南朝鮮の地域に限っての選挙を認め、選挙が実施されたならば、選ばれた代表は政府もしくは議会を構成することはできないと見なした。その場合、南朝鮮の選挙で選ばれた代表は、せいぜい国連ないし北朝鮮の代表と交渉するぐらいの権限しかないと、ジャクソンは言い切った。ジェイコブスは、単独選挙の行方について各國代表を相手に説得を続けたが、カナダとオーストラリアからの反対という障壁が残されていて、先行きは不透明であると判断した。中国、エルサルバドル、フィリピンは、単独選挙もしくは国連小総会の勧告に基づいた選挙を支持した。

ジェイコブスは、マーシャル宛の電文のなかで、カナダとオーストラリアの反対は、イギリスの政策に基づいて行動しているという自らの印象を付け加えた。すなわち、イギリスの政策は、アメリカの足場を韓国に閉じ込めることがだが、それを成就させる最もよい方法は南朝鮮単独の政府を樹立するための選挙を阻止することであるらしいと、ジェイコブスは分析した⁽⁷⁷⁾。

カナダとオーストラリアの代表たちは、南朝鮮単独で政府を樹立しようとした米政府の提案を牽制するために一定の役割をした。ここでのカナダとオーストラリアの立場は、戦前に英連邦の一国

としてイギリスの外交政策に気づきながら、自らの外交路線の幅を狭くしたこととは対照的である。朝鮮問題に関する米国側の意図に立ち向かった二国の態度は、戦後、新しく太平洋国家としての独自の外交路線を強調する一連の努力のなかで表れた。

3. 国連臨時朝鮮委員団の活動

(1) 国連臨時朝鮮委員団の活動開始

48年1月7日、国連総会の決定に従って、総選挙を監視する国連朝鮮臨時委員団が入国し、1月12日第1回会議を開いた。1月15日の第3回全体会議では、委員団の活動に対する米ソ両軍司令官の協力を得るために、委員団の臨時議長が米ソ両軍司令官をそれぞれ訪問するという決議案が採択され、この決議案を履行するための書簡が南朝鮮の米軍司令官と北朝鮮のソ連軍司令官に渡された。また、国連臨時朝鮮委員団は国連事務総長を経由し、同じ書簡をソ連の国連代表であるグロムイコ (Andrei A. Gromyko) を通じてソ連政府にも提出した。この書簡に対し、ホッジは1月19日、国連臨時朝鮮委員団がその任務を果たせるよう最大限の協力をを行うという旨を伝えた。しかし、ソ連は、1月22日、グロムイコを通じて国連事務総長に、同委員団の要請を拒否したのである⁽⁷⁸⁾。

同委員団は、三つの分科会を構成して活動を開始した。第1分科会は、選挙のための自由な雰囲気を保障するために活動し、第2分科会は、南朝鮮の政治指導者の意見を聴取し、第3分科会は、選挙に関する法律と諸般の規則を検討した。第2分科会は意見聴取の対象として、政治家九人——李承晩・金九・金奎植・金性洙・許憲・朴憲永(南朝鮮)、金日成、金科奉、曹晩植(北朝鮮)——を選定した。同委員団は、南朝鮮の政治情勢を把握するため、南北の政治家を招くこととしたが、すでに北朝鮮は国連委員団の越境入北を拒否した⁽⁷⁹⁾。1月26日、同委員団の会議に最初に招かれたのは、李承晩・金九・金奎植の三人であった。李承晩は、「国連監視下の総選挙は、以前からの自分の構想とも一致していて、支持・賛成する」という見解を発表した。これに対して、金九の見

解は、「米ソ両軍が撤退してから、南北指導者の間の協商を通じて、選挙を準備し、統一政府を構成する」⁽⁸⁰⁾と要約できる。金九の見解は、韓国民主党(以下、韓民党と略す)を中心とした李承晩の支持勢力からの反発を招いた。韓民党は、金九の主張は国際情勢と朝鮮の現実を見る限り非現実的だと認識し、それを受け入れようとしたなかった。独促国民会も、米ソ両軍を撤退させた後、南北間の要人会談によって朝鮮問題を解決しようとする金九の提案を、共産側の主張と何の変わりもない主張だと退けた⁽⁸¹⁾。一方、金奎植は、国連臨時委員団の朝鮮政治家との協議と関わって金九と行動をともにしてきたが、二人は常に一致した見解を示したわけではなかった。特に、米ソ両軍の同時撤兵については、金奎植は、米ソ両軍撤兵後の武力の空白期を埋める準備が必要だと主張した。そのため、金奎植は、南北を統轄する国防軍の編成を先行すべきだと主張した⁽⁸²⁾。2月2日と3日には、安在鴻や張建相のような中間派の政治家たちの意見聴取が行われた。安は南朝鮮の行政責任者として、過渡政府の組織と機能についての質問に答えた⁽⁸³⁾。張建相は、米ソ軍の撤退が統一政府樹立の先決だという中間派、左派の立場を簡潔に紹介した⁽⁸⁴⁾。このころ、左派政治家は、地下に潜伏していたために意見聴取はできなかった。

北朝鮮からは越境を拒否され、また韓国内部においても指導者の間に見解の一致を見ていないという状況のなかで、同委員団は、国連決議案を実行することは不可能であると判断し、これを打開する方案をめぐって二つの立場に分かれた。一方は、臨時委員団が接近可能な地域において選挙を実施し、南朝鮮単独の独立国を樹立するという主張であり、もう一方は、そのようなプロセスは南北の間の関係を敵対化させ、結局分断を永久化させるとして、これに反対する立場であった。委員団は両論をめぐって議論したが結論に至らず、47年11月14日の国連総会の決議案に明示されている規定⁽⁸⁵⁾に従って、国連小総会へ同案件を回付することにした。

(2) 国連小総会との協議

48年2月4日、国連臨時朝鮮委員団第八回全

休会議では、朝鮮問題を国連小総会へ廻付する件についての討議が始まった。討議では、①即刻に国連小総会へ報告することを願っている委員（カナダ、オーストラリア、シリア）、②国連からの委任範囲を南朝鮮に縮小して適用し、小総会への報告を願わない委員（中国、フィリピン、フランス）、および③可能な限り国連からの委任事項を遂行しながら、新しい提案を要請することを願っている委員（インド、エルサルバドル）という、三つの立場に分かれた。2月5日、6日に行われた第9回、10回会議では、国連小総会への照会を望む委員（インド、カナダ、オーストラリア、シリア）と接近が可能な地域内において選挙の推進を望む（フランス、中国、フィリピン）委員とのどちらにも、エルサルバドル代表が加担せず、棄権した。2月6日の第11回全体会議では、次のような事項が決定された。「委員団は状況の展開に照らして国連総会国連小総会と協議をする」。そして、2月11日の第12回全体会議では、「議長を事務長とともに、委員団を代表して国連小総会に意思を表明するために」派遣することが合意された。2月14日、国連臨時朝鮮委員団の議長メノン（K.P.S. Menon）と事務長胡世澤は、レイク・サクセスへ向かって出発した⁽⁸⁶⁾。

結局、国連臨時朝鮮委員団は活動を開始してから一ヵ月で、朝鮮の独立と統一問題を同委員団の力では解決できないという結論に達した。その理由は、北朝鮮地域への入境不可という状況だけでなく、南朝鮮においてさえ、米軍政と李承晩側だけが選挙実施を強く主張し、大部分の勢力は南朝鮮の単独選挙を受け入れようとしたからである。それとともに国連臨時朝鮮委員団は、南朝鮮に警察などによる政治的な関与があると疑った。

オーストラリア代表のジャクソンは、選挙参加への自由が保障されていないことに、異議を提起した。ジャクソンは、南朝鮮の警察組織についての批判に火をつけた。彼は、米軍政を警察国家だと非難し、警察改革とともに政治犯の釈放を要求した。また、彼は、選挙管理機構が韓民党のメンバー（15人のうち、12人が韓民党）を中心に運営されていることを指摘し、中立性を害していると批判した。ジャクソンは、南朝鮮警察の植民地

時代における経験についても疑問を抱いた。彼は米軍政側へ、南朝鮮警察の経験に関する情報を書面で提出するように要求した。ジャクソンの疑いは、南朝鮮警察に植民地時代に訓練を受けた幹部が多く、これらの人々は右派との深い絆を結んでいるという左派や中間派からの主張によるものであった⁽⁸⁷⁾。

国連総会では、48年2月19日、国連朝鮮監視委員団議長メノンが朝鮮問題に関する演説を行い、解決策として四つの案を提示した。第一案——総選挙は可能な地域である南朝鮮のみにおいて実施する。第二案——朝鮮人民によって選ばれた国民代表者の間の協議という限定された目的のために選挙を実施する。第三案——朝鮮の国家独立を確立するため、例えば、南北朝鮮の指導者間の会談等の可能性を追究するか、もしくは決議を促す方法を模索する。第四案——国連臨時朝鮮委員団の業務遂行が不可能であることを認め、すべての問題を総会に回付する⁽⁸⁸⁾。メノンの演説は、決議案に設定された計画を実行することが同委員団の任意に任せられているのか、もしくは同委員団の義務として付けられているのかについての問題提起であった。また、彼の演説には、朝鮮問題を解決するための朝鮮人代表の参加が明示されているが、その有効性の当否についての問い合わせが含まれていた⁽⁸⁹⁾。

2月16日、米国代表はメノンの第一案に近い内容である、「南朝鮮のみの総選挙を実施し、国会を構成する」ことを提案した。米国務長官は、国連小総会が近づいた2月18日、オースチン国連大使に電文を送り、可能な地域で選挙を行うよう勧告すべきだという、米政府の立場に変更のないことを伝え、カナダやオーストラリア代表による反対が予想されているなかで、他の国々の代表に米政府の立場を理解させるよう努力することを求めた⁽⁹⁰⁾。

一方、マーシャル国務長官は、国連小総会で、その影響力の大きいイギリス及びインド駐在米国大使に電文を送って、朝鮮問題に対する米国の立場を説明した。それは、朝鮮人の絶対多数が早期選挙と即時独立を望んでいることから、米政府の提案を支持するように説得する内容であった⁽⁹¹⁾。

イギリス外務省は、南朝鮮における米軍政の目標達成を妨害する意図はないことを知らせ、米政府の提案を支持する意思を自国代表に指示した⁽⁹²⁾。インド政府も、自国代表へ実質的に米政府の提案を支持するように訓令を送った⁽⁹³⁾。このように、戦後における南アジア地域に対するトルーマン外交の特徴は、イギリスを通してその地域に影響力を確保しようとする間接的な政策を採用したことにある⁽⁹⁴⁾。

48年2月24日、国連小総会で米国代表のジェサップ(Phillip Jessup)は、もし朝鮮全体としての政府のために選挙を実施することが許されないならば、国連臨時朝鮮委員団が朝鮮における接近可能な地域で選挙を監視することを提案した。多くの国々は、これが実際には二つの敵対した政府と朝鮮の永久分断に終わるであろうという理由で、賛成しなかった。カナダ代表のピアソンは、国連総会の決議案は朝鮮全域における選挙実施を明示しているので、その他の過程を選ぶことは国連小総会の権限を越えることとして、米国の提案に対して異議を提起した。オーストラリア代表も、米国側の提案は非合法的であると指摘し、もし南朝鮮だけの政府が樹立されたならば北朝鮮と対立する危険に陥る可能性が高いと主張した。さらに、同国代表は北朝鮮が韓国へ危害を加えるとき、国連は韓国に積極的な援助を与えるか、もしくはその責任を放棄するかという、まるで朝鮮戦争を予知したかのような発言を行った。スウェーデンやノルウェーのような国々は、総会の特別会期を設けること、あるいは米ソ間の新たな話し合いに解決を見出すことを求めた⁽⁹⁵⁾。

にもかかわらず、米政府の提案は、賛成31、反対2、棄権11の結果で可決された。ソ連陣営は、会議をボイコットして票決には加わらなかつた。この投票結果で棄権が多かったことは、朝鮮の将来についての選択の難しさを語っている。

むすび

米政府は、米ソ交渉の決裂を予想して朝鮮問題の国連移管を準備した。米政府が朝鮮問題の国連移管を進める過程で、南朝鮮の単独政府案が具体

的な姿を現した。米政府が朝鮮問題を国連に移管しようとしたのは、国連の監視下で南朝鮮だけでも選挙を実施し、そこに樹立される政府に合法性と正当性を与えると同時に、自らが朝鮮から手を引くためであった。このような政策は、世界各地に対して米国の軍事力を配分するという戦略から推進され、朝鮮に対する人的・物的な負担を減らすために考慮された。結局、朝鮮から手を引くという米国の方針は、南朝鮮に政府を樹立する構想とセットとされ、朝鮮半島からソ連の影響力を排除するという一貫した占領目標を充足させる形で調整された。

米政府の措置が、選挙を通しての南朝鮮単独の政府樹立に帰結することを明確に認識した李承晩と韓国民党系は、南朝鮮単独の政府樹立を積極的に支持した。米国務省は、彼らの支持を大きく取り上げ、国連加盟国が米国の提案を支持するように説得した。単独政府の樹立は、米国主導に李承晩の働きかけが加わって、推し進められた。その推進力には、植民地から解放されたばかりの大衆の新生政府への期待も含まれていた。しかし、左派と中間派はもちろん金九を中心とした右派の韓国民党系列もが、このような政府樹立に反対した。

当時、南朝鮮の政治家と国民が国連決議と国連朝鮮臨時委員団の活動がもたらす可能性と限界について十分認識したうえで、これに対処したかについては疑問が残る。すなわち、国連の取り決めを国民のコンセンサスよりも重視し、それを上位概念として受け入れようとする動きに対する効果的な阻止行動——例えば、国際連帯などによる朝鮮問題の公論化——は、起こらなかった。そのような動きに疑問を抱いたのは、同委員団のなかのカナダとオーストラリアのような英連邦の国々であった。ミドル・パワーとしてのカナダとオーストラリアが目指した外交目標とは、米ソ対決と英米の狭間で、新しい形の紛争に巻き込まれることを避け、自国の安全保障のための外交アイデンティティを確立することであった。そのような外交努力にも拘わらず、米国は、英米の特別な関係および国連における米国の影響力を行使し、朝鮮に総選挙による政府を樹立する案——実質的には、単独政府案に近い内容を含む——に多数国を同意

させることによって、カナダとオーストラリアとを少数の反対国の地位に留めることができたのである。アメリカの国連外交には、多数国からの同意を得たとはいえ、戦勝国の優勢を背景に、防共圏を確保しようとした執拗な一国主導が目立っている。

米国の政策決定者たちは、朝鮮問題を国連に移管し、総選挙による政府樹立を図ったとき、国連加盟国のそれぞれの立場や朝鮮半島に住んでいる人々が目指す統一政府よりも東アジアにおける防共網の構築という米国の目標を優先した。このような米国の態度は、朝鮮の戦後処理に適用された分割方式の延長線上で行われた。また、朝鮮問題を国連によって解決したことは、朝鮮戦争の勃発後、国連を通しての米国の迅速な介入を招くことになった。以後、韓国は、一層厳しい軍事抑止力を伴う防共圏に組み込まれるようになった。

韓国と北朝鮮は、共に国連に加入している現在、国連での朝鮮問題の解決策が米国一国主導で推移することを回避すべきである。両側にとって、国際社会に対する一定の責務を果たしながら、東アジアの安全保障を十分配慮したうえ、民族分断の不自然さを訴えて、国際社会からの関心と協力を求める姿勢が重要である。

(本稿は、2003年度「財団法人 三菱財團」の研究助成による成果の一部である。)

- (1) 朝鮮戦争へ至る過程についての解釈として、それぞれ伝統主義と修正主義を代表する研究は次のようにある。William Stueck, *The Korean War : an international history* (Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1995). Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War : Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947* (Princeton University Press, 1981); *The Roaring of Cataract, 1947-1950* (Princeton University Press, 1990). また、二者のバランスのとれた研究としては、小此木政夫『朝鮮戦争——米国の介入過程』(中央公論社、1986年)。
- (2) 現代における米国のユニラテラリズムについては、Richard Haass, *The Reluctant Sheriff : the United States after the Cold War* (New York, NY : Council on Foreign Relations Press, 1997), pp.86-90.
- (3) 永井陽之助『冷戦の起源』(中央公論社、1978年)、

i; See G. John Ikenberry, *After Victory : institutions, strategic restraint, and the rebuilding of order after major wars* (Princeton, N.J. : Princeton University Press, 2001), pp.6-15.

- (4) 韓国国史編纂委員会編『大韓民国史資料集1』(서울、国史編纂委員会、1987年)。W・ストゥーク著、豊島哲訳『朝鮮戦争——民族の受難と国際政治』(明石書店、1999年)、40頁; Leon Gordenker, *The United Nations, the United States Occupation and the 1948 Election in Korea, Political Science Quarterly*, Volume73, Issue3 (Sep., 1958), pp.426-450.
- (5) 南朝鮮とは、植民地時代を終えてアメリカ軍政が始まってから大韓民国政府が樹立される1948年8月15日までの期間における、朝鮮半島の38度線以南の歴史・地域的な名称を言う。
- (6) 米軍政の初期をリードした勢力は、建国準備委員会であった。建国準備委員会とは、呂運亨を中心とした建国同盟(1944年8月結成)を基盤に共産勢力を加えた政治団体である。呂の意図は、建国同盟をのちの革新政党として、建国準備委員会を政府として、それ改編することにあった。45年9月7日、建国準備委員会は解散し、朝鮮人民共和国が組織の受け皿となった。
- (7) 1919年3.1運動以後、臨時政府が朝鮮の内外に次々と樹立された。今まで知られている臨時政府は八つである。国史編纂委員会編『韓民族独立運動史』12号(서울、1993年)344-345頁。
- (8) 抽稿「解放直後 美軍政의 唯一政府의 権威의 確立過程」『韓国近現代史研究』第9輯(서울、한울、1998年)、313頁。
- (9) 朝鮮精版社の偽幣事件とは、46年5月3日、朝鮮共産党の財政部長・李觀述ら26人が、党費を調達する目的で、1,200万円の偽造紙幣をつくった罪で拘束起訴された事件のこと。『朝鮮日報』1946年5月6日。
- (10) 『東亞日報』1946年5月11日。
- (11) 『서울新聞』1946年6月5日。
- (12) 『東亞日報』1946年7月7日。
- (13) Memo, Hilldring to the Operations Division, War Department, June 6, 1946, [Annex : Policy for Korea], FR(1946)8, pp.692-699.
- (14) Marshall's note to Acheson of January 29, 1947 attached to Vincent to Acheson, January 27, 1947, 740.0019 file, box 3827.
- (15) Draft Report of Special Interdepartmental Committee on Korea, February 25, 1947, FR(1947)6, pp. 610-618.
- (16) Draft Memorandum to the Joint Chiefs of Staff, Washington, undated, FRUS(1945)6, p.1039.
- (17) ウィルソン主義は、民主主義、民族自決権、自由貿易といった価値を確立すること、具体的には、民族自決

- の原則と、自由主義的・民主主義的な世界秩序の形成という信念を守ることだと定義される。ラスクは、その理念に賛同しながらも、その実現可能性を疑っていた。その意味で、彼は潜在的な Wilsonson 主義者、もしくはネオ・Wilsonson 主義者として分類される。ネオ・Wilsonson 主義とは、Wilsonson が抱いた理念を達成するため現実的な意図を伴うことを称す。Tony Smith “Wilsonianism,” in Alexander DeConde, et.al., eds., Encyclopedia of American Foreign Policy III, 2nd. ed., (New York 2002), pp.617-625; Thomas W. Zeiler, *Dean Rusk : Defending the American Mission Abroad* (Wilmington, Delaware : Scholarly Resources, 2000), pp.15,98,117,150,208.
- (18) See Dean Rusk, with Richard Rusk, *As I Saw It*, ed. Daniel S. Papp (New York : W.W. Norton, 1990), pp.130-138 ; Thomas W. Zeiler, pp.13-18.
- (19) *FRUS*(1947), Vol.VI, pp.681-682.
- (20) “Possible UN Assistance in the Conduct of Elections to Establish a Provisional Government in Southern Korea,” prepared by the Division of International Organization Affairs, May 9, 1947, 895.00 file, box7124.
- (21) Ibid.
- (22) Jacobs to the Secretary of State, July 21, 1947, *FR*(1947)6, p.710.
- (23) Memorandum by Allison, undated but written probably on July 23, 1947, *FR* (1947) 6, pp.713-714; Memorandum by Allison, July 29, 1947, *FR*(1947)6, pp.734-736.
- (24) Memo, Vincent to Hilldring, January 27, 1947, [Annex : A Solution of the Korea Problem by Syngman Rhee] , *FR* (1947) 6, 604-605 ; New York Times, January 24, 1947, p.13.
- (25) SWNCC176/30, Report by the Ad Hoc Committee on Korea, 4 August, 1947, *FR* (1947) 6, pp.738-741. この文書は、米ソ共同委員会が行き詰った場合の最終的な手段として朝鮮問題を国連に上程し、そこでの解決に委ねることをその基本の方針とした。
- (26) *FR* (1947) 6, pp.734-736.
- (27) Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War vol.II : The Roaring of the Cataract 1947-1950* (Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1990), p.66.
- (28) Marshall to the Embassy in the Soviet Union, August 11, 1947, *FR* (1947) 6, pp.748-749.
- (29) Jacobs to the Secretary of State, August 23, 1947, *FR* (1947) 6, pp.764-765.
- (30) Jacobs to Marshall, August 26, 1947, *FR* (1947) 6, pp.769-771.
- (31) Lovett to Embassy in the Soviet Union, August 26, *FR* (1947) 6, pp.771-774.
- (32) Letter, Molotov to Marshall, September 5, 1947, *FR* (1947) 6, p.779.
- (33) Department of State, Bulletin, September 28, 1947, pp.618-622 ; United Nations, *Official Records of the Second Session of the General Assembly, Plenary Meetings*, vol.I, 1947, pp.19,21-22.
- (34) United Nations, *Official Records of the Second Session of the General Assembly, General Committee*, 1947, p.36.
- (35) Andrey Yanuaryevich Vyshinsky, September 18 and 23, see *ibid.*, pp.91-92,275-276.
- (36) *Year Book of the United Nations, 1947-1948* (New York : Department of Public Information United Nations, 1949), pp.82-87.
- (37) 日本外務省国際協力局編「国際連合の朝鮮関係決議案」『国際連合研究資料』第3卷第1号、1953年、315頁。
- (38) Dusan J. Djonovich, *United Nations Resolutions Adopted by the General Assembly Series I*, Vol.I, 1946-48 (New York : Oceana, 1973), pp.207-209; Year Book of the United Nations, 1947-1948, pp. 87-88 ; *FR* (1948) 6, pp.857-859.
- (39) 国連憲章は総会で採択される決議に「勧告」の性質を与えている（10条）。伝統的な法実証主義によれば、総会決議は、財政（17条）等内部事項に関するものを除き、法的拘束力がない。もちろん、法的拘束力のない総会決議にも信義則に基づき考慮する義務、協力する義務といった法的效果があるという学説もある。藤田久一『国際法講義1——国家・国際社会』（東京大学出版会、1992年）、47-50頁。
- (40) 1948年2月6日、北朝鮮は人民委員会を招集し、憲法草案をつくった。丁海亀「南北韓의 分断政府樹立 및南北協商에 대한 研究」『韓国史論』第27巻（서울、国史編纂委員会、1997年）、98頁。金南植・桜井浩『南北朝鮮労働党の統一政府樹立闘争』（アジア経済研究所、1988年）、28頁。
- (41) 『東亞日報』1947年12月2日。『朝鮮日報』1947年11月25日。
- (42) 『朝鮮日報』1947年12月23日。
- (43) Marshall to Jacobs, November 17, *FR*(1947)6, pp.860-861.
- (44) Kermode to FO(Foreign Office), February 16, 1948, FO317/69338 ; February 12, 1948, FO317/69940 ; December 22, 1947, and January 25, 1948, FO317/69337, Public Record Office, London ; Cumings, op. cit., pp.72-73.
- (45) 顧維鈞著、中国社会科学院近代史研究所編『顧維鈞

- 回憶録』第6分冊（北京、中華書局、1985年）、223頁。石楠「顧維鈞」唐家璇主編『中国外交辞典』（北京、世界知識出版社、1999年）、76-77頁。
- (46) ロヴェットは、マーシャルがロンドンで開かれた外務長官会議（the Fifth Session of the Council of Foreign Ministers, November 25-December 15, 1947）へ出席したため、国務長官代理を務めていた。
- (47) Lovett to Hodge, December 2, 1947, 'Conference bring the arrangement,' 501.BB-KOREA/12-247, RG59, National Archives and Records Administration（以下、NAと略記する）。
- (48) 47年11月19日、ジェイコブスが国連臨時朝鮮委員団との協議のためにワシントンへ出張したため、再びラングドンが政治顧問代理に就いていた。
- (49) Lovett to Langdon, December 3, FR (1947) 6, p.869.
- (50) 『서울新聞』、『京郷新聞』1947年11月27日。
- (51) Langdon to Marshall, November 29, FR (1947) 6, pp.865-866; Telegram, Hodge to Marshall, Nov. 19, 1947, 'Hodge propose to release telegram,' 501. BB-KOREA/11-1947, RG59, NA.
- (52) 朝鮮問題への国連の介入、南朝鮮臨時政府政府案について、李承晩がどのように認識し、対応したかについては、拙稿（「李承晩の政府樹立構想と訪米ミッション」『金城学院大学論集』第200号、2003年3月）。
- (53) Letter, Louise Yim to Truman, November 18, 1947, 501. BB-KOREA/11-1847, RG59, NA. ; M・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学1』（創文社、1960年）、32-38頁。C・E・メリアム、斎藤真・有賀弘訳『政治権力—その構造と技術 上』（東京大学出版会、1973年）、165頁。
- (54) Graham Lucasは、国連臨時朝鮮委員団の事務局の書記である。
- (55) McClintonckは、米国務省の特別政治局（SPA）の公務員である。
- (56) 総会決議の第5条では、国連臨時朝鮮委員団は決議を適用する際に、国連小総会との協議が可能であることが明示されている。
- (57) Memo, Jacobs to Butterworth, Dec. 8, 1947, 'Conference with Dr.Victor and other UN officials on Korea problem,' 501. BB-KOREA/12-847, RG59, NA.
- (58) Ibid.
- (59) Telegram, Lovett to Political Adviser of CG USAFIK, Dec. 29, 1947, 'Display national flags of participants or playing national anthem' 501. BB-KOREA/12-1547, RG59, NA.
- (60) 'Draft of Message from the President to the Prime Minister of Canada,' 501.BB-KOREA/12-2747, RG59, NA.
- (61) Edited by J.W. Pickersgill and D.F. Forster, *The Mackenzie King record, IV*, (Toronto : University of Toronto, 1970), pp.155-159 ; Memo, by the Ambassador in Canada (Atherton), December 27, FR (1947) 6, pp.880-883. カナダ国立文書館のウェブサイト <http://king.archives.ca> が公開しているキングの日記 (December 27, 1947) を参照。
- (62) Cablegram UN1041, Australian Delegation, United Nations, to Department of External Affairs, October 28, 1947, in Edited by W.J.Hudson & Wendy Way, Department of Foreign Affairs and Trade, *Documents on Australian Foreign Policy 1937-49*, Vol.XII:1947 (Canberra : Australian Government Publishing Service, 1995), pp.825-827.
- (63) 岩本裕二郎『オーストラリアの内政と外交・防衛構想』（日本評論社、1993年）62-63頁。
- (64) Telephoned to Atherton, Lovett to King, December 30, FR (1947) 6, pp.885-886 ; The letter was conveyed by telegram in Canadian Consulate General, New York City, to Secretary of State for External Affairs, No.26, Jan.6, 1948, in Korea-Canadian Membership UNCOK-1947-1948, Pearson Papers. また、キングの日記 (December 30, 1947) を参照。
- (65) Letter, King to Atherton, December 31, FR (1947) 6, p.889.
- (66) ピアソン次官との協議に参加した額ぶれは、以下のようである。
- ヨーロッパ局長のヒッカーソン（John D.Hicker-son）、極東局長のバターワース（W.Walton Butter-worth,Jr.）、ラスク（Dean Rusk）特別政治局長、ジェイコブス政治顧問、レーベル（Samuel Reber）ヨーロッパ局の予算担当官らである。
- Memo, by Lovett, January 3, FR (1948) 6,p.1079.
- (67) L.B.Pearson's memo, 'Mission to Washington on the Korea Commission, Jan.1-6, 1948' 10.1.48, in Korea-Canadian Membership UNCOK-1947-1948, Pearson Papers.
- (68) Lester M.Pearson, *The Memorials of the Right Honourable Lester B.Pearson, Vol.II : 1948-57* (Toronto : University of Toronto, 1973), pp.32-33 ; Lawrence Aronsen, *From World War to Cold War : Cooperation and Competition in the North Atlantic Triangle, 1945-1949*, Edited by B.J.C.McKercher and Lawrence Aronsen, *The North Atlantic Triangle in a Changing World : Anglo-American-Canadian Relations, 1902-1956* (Toronto : University of Toronto, 1996), p.210.

- (69) *FR* (1948) 6,p.1081. また、キングの日記 (January 4,1948)。
- (70) Letter, Truman to King, January 5, *FR* (1948) 6, pp.1081-1083.
- (71) Memo,Wailes(the Chief of the Division of British Commonwealth Affairs) to Lovett, January 9, *FR* (1948) 6, p.1084.
- (72) Letter, Truman to King, January 24, *FR* (1948) 6, pp.1086-1087.
- (73) Jacobs to Marshall, January 28, 1948, "Indoctrination memorandum on the UN Temporary Commission on Korea for Army Military and Civilian personnel in Korea," Encl : Related document,'UN Temporary Commission on Korea,' 501.BB - KOREA/1-2848, RG59, NA.
- (74) Joseph Frankel, *British Foreign Policy 1945-1973*(London : Oxford University Press,1975), pp. 204-205.
- (75) Michael Brecher, Krishna Menon, Vengalil Krishnan, *India and World Politics : Krishna Menon's view of the world*(London : Oxford University Press,1968), pp.16-19.
- (76) Jacobs to Marshall, February 2, *FR* (1948) 6, pp.1091.
- (77) Jacobs to Marshall, February 5, *FR* (1948) 6, pp.1093-1094.
- (78) "United Nations Temporary Commission on Korea : Election 1948,"pp.18-20.
- (79) 宋南憲『解放三年史 2』(서울、카치、1985年)、511-512頁。
- (80) 「秘話한세대」『京鄉新聞』1978年6月30日。『서울新聞』1948年1月28日。
- (81) 『東亞日報』1948年1月31日。
- (82) 『京鄉新聞』1948年1月28日。
- (83) 『東亞日報』1948年2月2日。
- (84) 『京鄉新聞』1948年2月5日。
- (85) 同日第二決議第五節には、次のように規定されている。
 「事態によっては、総会の最終決議を遂行する方法について、小総会と協議することができる」(*Year Book of the United Nations, 1947-1948*, p.88) .
- (86) Jacobs to Marshall, February 6, *FR* (1948) 6, pp.1094-1095.
- (87) Jacobs to Marshall, February 2, *FR* (1948) 6, p. 1090.
- (88) USAMGIK, Summation, No.29, pp.172-173.
- (89) U.N.Document A/C. 1/SR. 74, pp.133-137.
- (90) Marshall to Austin, February 18, 1948, *FR* (1948) 6, p.1117.
- (91) Marshall to Douglas(the Embassy in the United Kingdom), February 21, *FR* (1948)6, pp.1124-1125 ; Marshall to Grady(the Embassy in India), February 24, *FR* (1948) 6, pp.1127-1128.
- (92) Telegram, Douglas to Marshall, 501.BB - KOREA /2-2548, RG59, NA.
- (93) Telegram, Grady to Marshall, 501.BB-KOREA / 2-2648, RG59, NA.
- (94) H.W.Brands, *India and the United States*(Boston : Twayne Publishers,1990), p.41.
- (95) U.N.Document A/AC. 18SR 6, Feb.28, 1948, p.7.